

# 北薩感染症情報

2023年第24週(6月12日～6月18日)

【問い合わせ先】 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228番地1

北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)健康企画課

電話 0996-23-3165 FAX 0996-20-2127

E-メール [kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp)

## 川薩・出水保健所における定点報告疾患

◎: 警報発令中 ○: 注意報発令中

定点種別	対象疾患	警報レベル		注意報レベル	川薩保健所管内					出水保健所管内				
		開始基準値	終息基準値	基準値	前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報	前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.0	10.0	10.0	23	86	12.29	↗	○	10	15	3.00	↗	—
	COVID-19	—	—	—	26	47	6.71	↗	—	32	35	7.00	↗	—
小児科定点	RS	—	—	—	10	14	3.50	↗	—	28	23	7.67	↓	—
	咽頭結膜熱	3.0	1.0	—	5	5	1.25	→	—	5	5	1.67	→	◎
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	—	—	—	—	→	—	—	8	2.67	↗	—
	感染性胃腸炎	20.0	12.0	—	18	11	2.75	↓	—	4	1	0.33	↓	—
	水痘	2.0	1.0	1.0	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	手足口病	5.0	2.0	—	2	2	0.50	→	—	—	2	0.67	↗	—
	伝染性紅斑	2.0	1.0	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	突発性発疹	—	—	—	2	4	1.00	↗	—	—	—	—	→	—
	ヘルパンギーナ	6.0	2.0	—	34	35	8.75	↗	◎	5	2	0.67	↓	—
	流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.0	0.1	—	—	—	—	→	—	/	/	/	/	/
	流行性角結膜炎	8.0	4.0	—	—	2	2.00	↗	—	/	/	/	/	/
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—
インフルエンザ 入院報告	—	—	—	—	—	—	→	—	—	—	—	→	—	
報告数合計		—	—	—	120	206	/	↗	/	84	91	/	↗	/
<p>&lt;注意報・警報レベル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩保健所管内 ヘルパンギーナ(警報レベル), インフルエンザ(注意報レベル)</li> <li>・出水保健所管内 咽頭結膜熱(警報レベル)</li> </ul> <p>&lt;全数報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩保健所管内 結核2件 腸管出血性大腸菌感染症2件</li> <li>・出水保健所管内 梅毒2件</li> </ul> <p>&lt;インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川薩保健所管内 学級閉鎖: さつま町1件(6/16～6/18)</li> <li>・出水保健所管内 学年閉鎖: 阿久根市1件(6/13～6/14) 学級閉鎖: 出水市5件(6/15～6/18)</li> </ul>														

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	川薩保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				15W	16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W	24W
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	0.29	—	—	0.29	2.57	0.86	1.57	1.00	3.29	12.29
	COVID-19	—	—					2.29	2.29	4.43	3.43	3.71	6.71
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	5.25	7.00	6.50	1.50	0.75	0.50	1.75	0.50	2.50	3.50
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	—	0.50	—	—	1.00	0.50	1.75	1.25	1.25	1.25
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	—	0.25	—	0.75	0.25	0.50	0.25	—	—	—
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	4.00	2.00	3.00	1.75	5.75	5.50	1.75	1.75	4.50	2.75
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	0.50	—	0.25	—	—	—	—	—	—
	手足口病	5.00/2.00	—	0.25	—	—	—	—	0.25	0.75	2.50	0.50	0.50
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	突発性発疹	—	—	0.25	0.25	0.25	0.50	0.75	0.25	0.50	0.75	0.50	1.00
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	—	0.50	0.75	3.00	5.00	4.00	8.50	8.75
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	0.25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.00/0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	8.00/4.00	—	3.00	2.00	—	4.00	5.00	3.00	1.00	—	—	2.00
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	1.00	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	出水保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				15W	16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W	24W
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	1.40	—	—	—	0.40	0.20	—	0.60	2.00	3.00
	COVID-19	—	—					1.40	4.00	3.60	3.60	6.40	7.00
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	—	—	1.67	1.33	1.67	2.00	4.33	6.00	9.33	7.67
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	0.33	1.33	2.33	0.67	1.33	2.33	0.67	4.33	1.67	1.67
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	0.67	0.67	1.00	0.33	2.00	3.67	1.67	2.33	—	2.67
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	1.33	4.33	2.33	2.67	0.33	1.33	0.67	1.00	1.33	0.33
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	—	0.33	—	—	—	—	—
	手足口病	5.00/2.00	—	—	—	—	—	—	1.00	0.33	—	—	0.67
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	突発性発疹	—	—	0.33	0.67	0.33	0.67	0.67	0.67	—	1.00	—	—
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	2.67	3.00	1.67	1.00	—	—	1.67	0.67
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★第 24 週に関しては、出水において咽頭結膜熱、川薩においてヘルパンギーナが引き続き警報域でした。阿久根市にてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症による学年閉鎖が 1 件、さらに学級閉鎖が出水市では 5 件、さつま町では 1 件ありました。こまめな手洗いや消毒、マスク着用で感染対策に努めましょう。

★新型コロナウイルスに関する参考資料  
 新型コロナウイルス感染症 「診療の手引き」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

新型コロナウイルス感染症 「病原体検査の指針」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000914399.pdf>

新型コロナウイルス感染症 「罹患後症状のマネジメント」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>

## 引き続き咽頭結膜熱にご注意を！！！！

### 咽頭結膜熱とは...？



咽頭結膜熱とは、高熱、扁桃腺炎、結膜炎を特徴とした、アデノウイルスによる感染症です。アデノウイルスは感染力がとても強く、乾燥にも強いウイルスです。プールの水でうつることもあるため、プール熱ともいわれています。しかし、ほとんどが接触感染（汚染されたものに触れ、その手で目・鼻・口を触れることで感染すること）により、感染します。夏に流行しやすく、幼児～学童に多く見られます。これからの時期の感染症対策に心がけましょう。

### どうやって感染するの？



①消毒不良のプールに入る



②タオルを共有する

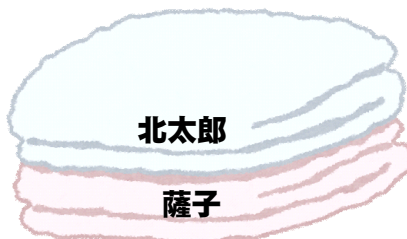


③飛沫を吸い込む

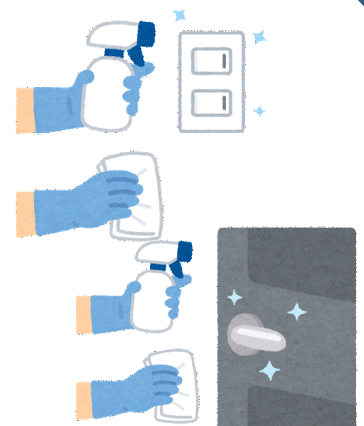
### 感染しない，感染させないようにするには...？



①プールに入る前後に  
身体をきれいにする



②ものを共有しない



③共有のものは  
消毒を行う

6/18～6/24はハンセン病問題を  
正しく理解する週間です

3年ぶりに開催！！

実際に参加した親子の  
感想として、楽しかった、  
また参加したいなどが  
ありました。

## 親子で療養所を訪ねてみませんか

県では、親子でハンセン病療養所訪問を希望される方々を募集します。

鹿児島県内には、2か所のハンセン病療養所があります。  
ハンセン病は治っているにも関わらず、今もなお、多くの方々が療養所での  
生活を余儀なくされており、県内の入所者の平均年齢は89歳を超えています。  
入所されている方との交流をとおして、長い間の誤った隔離政策による人権侵害  
の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

### ○訪問日程・対象及び募集期間

	星塚敬愛園（鹿屋市星原町4204番地）
実施日	令和5年8月8日（火）
募集対象	小・中学生、高校生とその保護者 20組程度 } 先着50名まで 小・中学校等の教員、市町村職員 若干名
日程概要	8:15 県庁集合 10:25 星塚敬愛園着 10:30～14:50 敬愛園内で見学・交流 納骨堂にて献花・焼香など 15:15 星塚敬愛園発 17:15 県庁解散
募集期間	令和5年6月12日（月）～7月14日（金）

- ※ 現地集合、現地解散も可能です。
- ※ 参加料は無料です。（集合場所までの交通費は自己負担）
- ※ 県庁からは、貸切バスで移動します。鴨池・垂水フェリーを使います。
- ※ 入所者の方々との交流は、会議室等でグループ形式での交流になる場合もありますのでご了承ください。
- ※ 昼食は各自でご準備ください。

### ○申込方法

電話、FAX、Eメール、ハガキのいずれかにより、住所、参加者全員の氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学年）、電話番号（自宅・携帯等）、今までの参加経験の有無、集合場所等を記入又は連絡して、申し込んでください。（裏面申込書参照）

### ○申込先

鹿児島県庁暮らし保健福祉部健康増進課  
ハンセン病問題担当 上村（かみむら）

- ・住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
- ・電話 099-286-2720（直通）
- ・FAX 099-286-5556
- ・Eメール kansensy@pref.kagoshima.lg.jp

※決定は、後日（7月下旬頃）文書等で連絡します。

- ・差別したらダメだから、おうちのひと考えようと思った、いるんならに、ハンセン病のこと差別や偏見があったことを伝えたい。
- ・差別や偏見の解消のためにはまずは正しい知識を持つこと、人に対する思いやり的心を持つこと子どもにも伝えたい。
- ・報告書をぜひ読んでほしい。
- IR4年度親子後援者交流会(オンライン)参加者の感想



### 【「ハンセン病問題を正しく理解する週間」についてお知らせ】

令和5年6月18日（日）～24日（土）

なぜ、ハンセン病であった方々やその御家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

※県内4カ所で展示をします。詳細は県のホームページをご覧ください。

昨年のオンライン交流でも  
実際に訪問したいという声  
が寄せられています。

先着順です！



※FAXで申込まれる場合は、下記番号に送付してください。(送信票不要)

FAX : 099-286-5556 健康増進課 上村 行き

令和5年度 親子療養所訪問 参加申込書

申込月日	令和5年 月 日		
住所	(〒 - )		
電話	(自宅・携帯・職場) ※ 日中、連絡がとれる番号を記載してください。		
参加者	氏名 (ふりがな)	年齢	学年又は職業
過去の参加経験	有・無 → 「有」の場合 今回で( )回目		
集合場所 および 駐車場利用	( ) 鹿児島県庁集合 駐車場利用希望 (有・無) (↓有の場合、駐車場利用の車のナンバーを記入してください) → 登録ナンバー( ) ※ 記入例:鹿児島500 あ 1234		
	( ) 星塚敬愛園集合(現地集合) 駐車場利用希望 (有・無) (↓有の場合、駐車場利用の車のナンバーを記入してください) → 登録ナンバー( ) ※ 記入例:鹿児島500 あ 1234		

※ 自家用車等の登録ナンバーについては、駐車場での無料処理申請等に利用します。

※ ふりがな・年齢等については、傷害保険の加入に必要ですので、必ず全員記入してください。  
(参加当日の年齢)

6/18(日)~24(土)はハンセン病  
問題を正しく理解する週間です！

## ハンセン病とは...？

ハンセン病とは“らい菌”という細菌が原因となり、皮膚や四肢の神経に異常を来してしまう病気です。感染力は極めて低く、公衆衛生環境が整っている現代ではほとんど感染しません。しかし、ハンセン病患者が現れ始めた19世紀後半は、目につく箇所に残ることから、不治の病という誤った知識が広まり、隔離が始まりました。

今では治療法も確立されており、早期治療を施せば、後遺症も残りません。若い頃から隔離されていたために社会経験が乏しく、今も療養所で生活している方もいらっしゃいますが、そのほとんどの方が完治済みです。ハンセン病について正しく理解することで、偏見や差別がなくなることを願っています。



## ハンセン病元患者様の御家族へ

令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号。以下「法」という。)」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。

ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者様御家族等が偏見と差別の中で、ハンセン病元患者様との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されませんでした。これに対する取組がなされてこなかったことを深刻に受け止めるとともに、深くおわび申し上げます。

その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込め、法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

### ●支給対象となる方

平成8年3月31日までの間に「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴がある方」と夫婦、親子、兄弟等の関係にあったことがあり、現在生存されている方。

詳しくは厚生労働省(補助金担当窓口) 03-3595-2262 まで

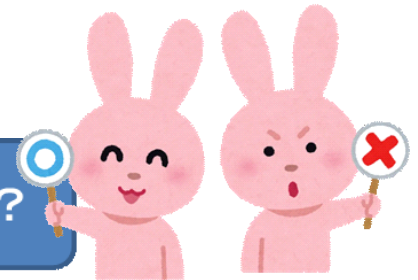
## ハンセン病問題について正しく理解しましょう



ハンセン病元患者様への偏見や差別はハンセン病について正しい理解がされていなかったために起こってしまいました。これはハンセン病元患者様とその御家族の人生を大きく変えてしまった出来事であり、二度とあってはなりません。故郷や家族との絆を断たれたり、今もなお残る根強い差別や偏見に苦しむ等、現在も問題が残されています。ハンセン病を正しく理解する週間を機に、ハンセン病について学び、正しく理解しましょう。

保健所では、ハンセン病のことや、ハンセン病元患者様の話、問題解決についてなどが収録されたDVDの貸し出しを行っています。ご希望の方はお近くの保健所までお問い合わせください。

## “ハンセン病問題を正しく理解する週間”とは？



この週間はハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるために設定されました。

平成8年のらい予防法廃止とハンセン病問題対策協議会において「ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、偏見や差別の解消に一層の努力をすること」「患者様・元患者様の名誉回復についての措置の実施について最大限努めること」との意見があげられました。それを受け、広報活動や講演会やシンポジウムの開催、ハンセン病療養所の見学・訪問等の企画を、国全体で励み、充実を図っています。

## 要点

- 感染力は極めて弱いので感染しにくい上、発病することはまれである。
- 仮に発病した場合であっても早期発見と早期治療により、短期間で治癒する病気である。
- ハンセン病はノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師により発見されたらい菌によって引き起こされる慢性の細菌性感染症の一種であるが、人に対して毒性を持たない。
- ハンセン病は遺伝しない。
- 療養所に入所されている方々は、ハンセン病は既に治っているが、高齢化や後遺症等によって、療養所での生活を余儀なくされている。



